記

農事組合法人油日開拓酪農協同組合
滋賀県甲賀市甲賀町油日2214番地
農事組合法人山内南肉牛生産グループ
滋賀県甲賀市土山町笹路424番地
農事組合法人土山プロイラー
滋賀県甲賀市土山町笹路222番地の１

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一四六頁（号外第一四八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一四六頁（号外第一四八号）

令和八年二月二十日
栃木県大田原市実取七七〇番地
（甲）株式会社栃木ニコン
代表取締役　津田　剛志
栃木県大田原市実取七六〇番地
（乙）株式会社栃木ニコンプレシジョン
代表取締役　竜田　泰資

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十八日
掲載頁　九十頁（号外第十八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十八日
掲載頁　八十四頁（号外第十八号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十八日
掲載頁　八十六頁（号外第十八号）

令和八年二月二十日
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号
（甲）株式会社高橋書店
代表取締役　清水　美成
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号
（乙）株式会社高橋編集事務所
代表取締役　清水　美成
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号
（丙）高橋編集企画株式会社
代表取締役　清水　美成

合併公告

左記会社のうち、甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました（第一合併）。

また、第一合併の効力発生を条件として、左記会社のうち、甲及び丙は合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしました（第二合併）。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　九十四頁（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　七十三頁（号外第一三五号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　六十六頁（号外第一三二号）

令和八年二月二十日
東京都中央区八重洲二丁目二番一号
（甲）株式会社ストレチア
代表取締役　山根　弘
大阪市都島区東野田町二丁目五番一号
（乙）株式会社Ｊ．みらいメディカル
代表取締役　串田　ゆか
大阪市都島区東野田町二丁目五番一号
（丙）株式会社レオニス
代表取締役　串田　ゆか

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　二五五頁（号外第一四八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一一一頁（号外第一六一号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一六二頁（号外第一四六号）

令和八年二月二十日
東京都新宿区大久保三丁目八番二号
（甲）ＪＲ東日本テクノロジー株式会社
代表取締役　小川　一路
秋田市土崎港東三丁目一番一号
（乙）株式会社秋田鉄機
代表取締役　佐藤　隆
長野市西和田二丁目二九番一号
（丙）三和産業株式会社
代表取締役　五十嵐猛雄

合併公告

左記会社は合併により、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十日
掲載頁　七十九頁（号外第一二七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十日
掲載頁　六十六頁（号外第一二七号）

令和八年二月二十日
東京都新宿区若松町三三番八号
（甲）株式会社ヒューテックノオリン
代表取締役　安喰　徹
埼玉県さいたま市岩槻区南平野四丁目五番地一
（乙）株式会社ヒューテックサービス
代表取締役　針ヶ谷　勤

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、滋賀県甲賀農業農村振興事務所に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内にその届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人はその期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年２月20日

滋賀県知事　三日月大造